

保健衛生について

1. 保育園とお薬

基本的に、保育園でお薬を飲ませることはできません。



やむを得ず、お薬を持参される場合以下の点にご注意ください。

- ① 保育園から「お薬依頼書」をもらい、記入してお薬と一緒に必ず保育士へ手渡ししてください。
- ② お薬は、医療機関からの処方であるものだけをお預かりします。市販のお薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
また、「熱が出たら・・・」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように、症状を判断して与えなければならない場合、園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになります。
- ③ 使用する薬は、当日分（1回分）のみ持参してください。水薬は、小分け容器に移してください。なお、容器や袋には必ず名前を記入してください。粉薬は、袋にも記入をお願いします。
- ④ 慢性の病気（気管支喘息、アトピー性皮膚炎など）のように、経過が長引くような病気は、子どもの主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要となりますので、ご相談ください。
- ⑤ 吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。
- ⑥ 医療機関で保育園に入っていることを医師にお伝えください。

下記の項目を記入し、薬と一緒に保育士に渡してください

お薬依頼書（お薬と一緒に保育士に渡してください）	
依頼日 平成 年 月 日（ ）	
クラス名	園児名
処方した 病院名	保護者名
病名・症状	
薬の種類（○印を付けてください） 粉薬 水薬 塗り薬 目薬 その他（ ）	
与薬時間 食前 食後 その他（ ）	
受付保育士	与薬保育士

社会福祉法人 健友福祉会 ながやま保育園

2. 感染症の登園基準

感染症と診断されたときは、ほかの子どもにもうつりますので、お休みしていただきます。また、完治して登園する場合は、医師が記入した完治証明書（意見書）の提出をお願いします。

●医師が記入した完治証明書（意見書）が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
結核		医師により感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性抗生物質製剤による治療を終了するまで。
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される。	医師により感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで。

出典：厚生労働省「2012改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン H24.11」

●医師による完治証明書（意見書）

意見書	
<p>ながやま保育園施設長殿</p>	<p>児童氏名 _____</p> <p>生年月日 平成_____年_____月_____日</p>
<p>病名 _____</p>	<p>_____年_____月_____日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。</p>
<p>_____年_____月_____日</p> <p style="text-align: center;">医療機関 _____</p> <p style="text-align: center;">医師名 _____ 印（又はサイン）</p>	

※インフルエンザについては意見書は必要ありませんが、所定の用紙（登園届）への記入が必要になります。

また、保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

●医師による完治証明書（意見書）は必要ないが、医師の診断を受け、保護者による登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

*とびひも感染の可能性がありますので、医師の診断を受けるようお願いします。

●保護者による登園届

登 園 届（保護者記入）	
ながやま保育園施設長殿	
児童氏名	_____
生年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
病名 「 _____ 」	と診断され、
診療日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	医療機関名 「 _____ 」
において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名	_____
	印又はサイン

出典：厚生労働省「2012改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン H24.11」

*完治証明書、登園届のいずれも園の方で準備していますのでご連絡ください。